

令和 4 年度（2022 年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（概要）（案）

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項、第 14 条第 2 項の規定に基づき、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、令和 4 年度（2022 年度）のエゾシカの可猟区域及び期間等を定める。

2 可猟区域及び可猟期間

(1) 可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島及び次の区域を除いた区域とする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保、若しくは静穏の保持が特に必要な区域
- ② 事故防止や生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域
 - ア 知床半島基部の一部
 - イ 国有林野管理経営規程に基づく森林生態系保護地域などの保護林の一部、緑の回廊の区域（一部地域を除く。）等
 - ウ 道有林の一部

(2) 可猟期間

法第 11 条第 2 項により環境大臣が定める北海道における捕獲等をする期間は、毎年 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで、猟区の区域内においては、毎年 9 月 15 日から翌年 2 月末日までであるが、エゾシカの個体数の削減及び生息区域の拡大を抑えるためには、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保する必要があることから、一部の区域を除き、可猟期間を 3 月 31 日まで延長する。

ただし、西興部村猟区及び占冠村猟区のほか、許可捕獲により効率的に捕獲を進める必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。

また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10 月 1 日から 10 月 21 日までの期間はエゾシカの狩猟を禁止し、10 月 22 日を開始日とする。

なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設けることとする。

	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域 ※1	猟区 ※2
R3	10/1 ~ 3/31	10/23 ~ 3/31	10/23 ~ 2/28	10/23 ~ 1/31	10/23 ~ 1/2 1/15 ~ 1/31 2/11 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15
R4	10/1 ~ 3/31	10/22 ~ 3/31	10/22 ~ 2/28	10/22 ~ 1/31	10/22 ~ 1/1 1/14 ~ 1/31 2/11 ~ 2/28	9/15 ~ 4/15

※1 斜里町の一部（中断期間の設定） ※2 西興部村猟区及び占冠村猟区

3 捕獲数制限

メスジカの捕獲を促進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、一人1日当たり1頭までとする。

4 銃猟の自粛要請

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2月～3月を銃猟の自粛区域とする。

5 前年度（令和3年度（2021年度））との変更点

- (1) B、C、D区域及びE区域の可猟開始日を土曜日とするため、10月22日に変更する。
- (2) E区域において、可猟期間に土・日曜日及び祝日をできる限り含めるよう、中断期間を変更。
- (3) 北海道エゾシカ管理計画（第6期）の地域区分に合わせて、旧西部地域を北部地域及び中部地域に変更。